

地方公共団体対策技術率先導入補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 9億円

目的・意義

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには二酸化炭素排出量の増加が著しく、増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策の推進が不可欠です。

そこで、**地方公共団体が率先的に実施する、先進的かつ先導的な代エネ・省エネ設備**の効果的な導入を行うモデル的な取組に対し支援を行い、業務部門における確実なCO₂排出量削減を目指します。

事業内容

- (1) 地方公共団体が所有する業務用施設に、**地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に基づき**、以下の要件を満たす代エネ・省エネ設備導入を行う取組の中で、普及啓発効果やCO₂削減量などを明記いただくCO₂削減計画をふまえ、効果の大きい提案について支援します。

対象施設・設備	対象の条件
(I) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	定格出力20kW以上。
イ 燃料電池	発電出力1kW以上、かつ発電効率が30%以上(低位発熱量基準)。
ウ バイオマス熱利用	バイオマス利用率80%以上(低位発熱量基準)、かつCO ₂ 削減率が15%以上。
エ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率80%以上(低位発熱量基準)、かつエネルギー回収率が50%以上。
オ バイオエタノール利用	CO ₂ 削減率10%以上。
カ 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力50kW以上。
キ 小水力発電	発電出力1,000kW以下。
ク その他の代替エネルギー利用設備	ア～キに掲げる事業と同等以上のCO ₂ 削減効果を有する設備であって、CO ₂ 削減率10%以上、かつCO ₂ 削減費用1万円/t-CO ₂ 以下。
(II) 省エネルギー設備	
ア LED照明	屋内用ダウンライト、または街路灯、防犯灯用で、一定の要件を満たすもの。
イ その他の省エネルギー利用設備	以下の要件をすべて満たすもの。 ①建物全体の省CO ₂ 化を図るもの、または、新規性の高い省CO ₂ 設備を一斉導入するもの。 ②CO ₂ 削減率10%以上、かつCO ₂ 削減費用1万円/t-CO ₂ 以下。

1. バイオマス利用率…全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合
2. CO₂削減率…従来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂排出削減量の割合
3. エネルギー回収率…原料の発熱量およびバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合
4. CO₂削減費用…補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO₂の総削減量で除した値

- (2) 地方公共団体が**シェアード・セイビングス・エスコ事業により、自らの施設の高いレベルでの省エネ化**を行う場合に、事業を行う民間事業者に対して、省エネ設備の導入等に必要な費用の一部を支援します。

補助内容

1. 補助対象者：(1) 地方公共団体
(2) 地方公共団体の施設へシェアード・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体等
2. 補助対象施設・事業：(1) 実行計画に基づいた地方公共団体施設への代エネ・省エネ設備の導入
(2) 地方公共団体の施設へのシェアード・エスコ事業

3. 負担割合：

総事業費	
環境省	地方公共団体・民間団体等
1/2	1/2

4. 補助上限・下限額：(1) の事業の補助下限額：600万円、(2) の事業の補助上限額：1億円

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 3.5億円

目的・意義

地球温暖化対策技術を大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして**一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るにあたって必要な核となる技術に係る施設設備の経費及び地域パイロット事業の事業費**を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、**核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費**に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、以下のような事業が考えられます。

革新的熱利用促進事業

太陽熱・地中熱・バイオマス熱エネルギー等の利用を促進するため、コストの大幅な低減をはかる事業や普及阻害要因を突破する革新的な事業に対して支援します。

その他、再生可能エネルギーの大規模な導入、未利用エネルギーの効率的な利用や省エネルギーに貢献する機器やシステムなどを用いて地球温暖化対策に貢献することが見込まれる事業で、**新たにビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ先進的・先駆的な事業**に対して支援します。

補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：本格的なビジネス展開を図るにあたって必要であり、核となる技術に係る地域パイロット事業、設備
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体等
1/2	1/2

地域協議会民生用機器導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 3.4億円

目的・意義

地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、二酸化炭素の排出量削減に役立つ高断熱住宅へのリフォームや、LED照明などの省エネ機器、バイオマス燃料燃焼機器などの代エネ機器を、地域においてまとめて導入する事業に対し、支援を行い、導入拡大を図ります。

事業内容

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある以下の取組を、地域でまとめて導入推進する地域協議会の活動に対して支援します。

○高断熱住宅へのリフォーム

既設の住宅やビルのリフォーム時に、高効率断熱材や複層ガラスなどの断熱資材を、地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：
断熱資材
(複層ガラス)



○省エネ設備の大規模導入

地域協議会を構成する商店等に対して、LEDや、業務用省エネ型冷蔵・冷凍・空調一体型システムなどの温暖化対策効果のある省エネ機器を、地域でまとめて導入する事業

導入設備例：
LED照明



○民生用バイオマス燃料燃焼機器

家庭等で利用可能な木質ペレットストーブなどのバイオマス燃料の燃焼機器を地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：
ペレットストーブ



○民生用小型風力発電システム

一般住宅等に対して、2～3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した、市街地にも設置できる小型風力発電システムを地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：
小型風力発電
システム



○民生用太陽熱利用システム

一般住宅等に対して、太陽熱利用システムを地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：
太陽熱利用
システム



補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

2. 対象事業：高断熱住宅へのリフォーム、省エネ設備、民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、民生用太陽熱利用システムの導入事業

3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

4. その他：

具体的な施設整備等の事業の対象は一般家庭、民間事業者等であるため、**地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています。**例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、取りまとめの役割を中心的に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、**補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。**

地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していないが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれる。

なお、地域協議会に関するガイドラインなど、詳細は環境省ホームページを参照。
(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 10億円

目的・意義

地域に賦存する太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地域の独自性を活かしたモデル的取組や地域で共同利用する取組などを提示することにより、全国的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を加速します。

事業内容

(1) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

省CO₂効果の高い構造の住宅に再生可能エネルギーを導入した低炭素住宅を普及させるため、再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な手法による取組に対して支援します。



(2) ソーラー環境価値買取事業

環境省の事務事業から発生するCO₂排出量を順次オフセットするため、大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件に支援します。



太陽光発電

(3) 市民共同発電推進事業

市民参加型のNPO等が地方公共団体等と連携し、公共施設や公益的施設に市民からの出資により1000kW以下の小水力発電設備を設置する事業に対し支援します。また、こうした活動を技術面、手続き面からサポートする取組を行います。



小水力発電

補助内容

1. 補助対象者：(1) 再生可能エネルギーの導入支援を行う地方公共団体
(2)、(3) 民間団体
2. 補助対象事業：(1) 地方公共団体による住宅への再生可能エネルギーの導入支援事業
(2) 業務用施設への太陽光発電の導入事業
(3) 小水力発電による出資型市民共同発電事業 ※活動支援については民間団体に委託
3. 負担割合：(1)、(3)

総事業費	
環境省	民間団体・地方公共団体
1/2	1/2

(2) 30万円/kWを上限とする定額補助

エコ燃料利用促進補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

21年度予算額 5億円

目的・意義

運輸部門・業務部門における新エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**を行う事業者を支援します。

事業内容

エコ燃料製造やその利用に必要な設備整備等を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、**必要な事業費の一部を補助**します（図中の赤枠で囲んである設備整備等が補助対象に該当します）。

●事業の例

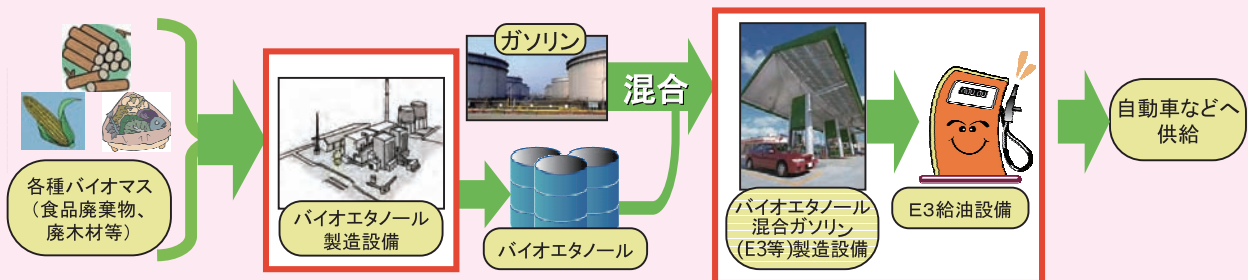
補助事業の対象となるエコ燃料利用に係る事業としては、例えば以下のような事業が考えられます。

(1) バイオエタノール製造事業

廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。

(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。



(3) バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業

廃食用油から製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する事業。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 補助対象事業：エコ燃料の製造・利用に係る設備整備等を行う事業
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体等
1/2	1/2

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

21年度予算額 18億円

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**CO₂排出抑制設備導入を支援**することで、特に中小規模の工場・事業場における追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、**①設備補助、②削減量の自主的な約束、③排出枠の取引**の3つをセットにすることにより、**費用効率的かつ確実な削減を実現**するものです。

また、本事業の参加事業者は「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における試行排出量取引スキームの参加者として位置づけられることとなります。

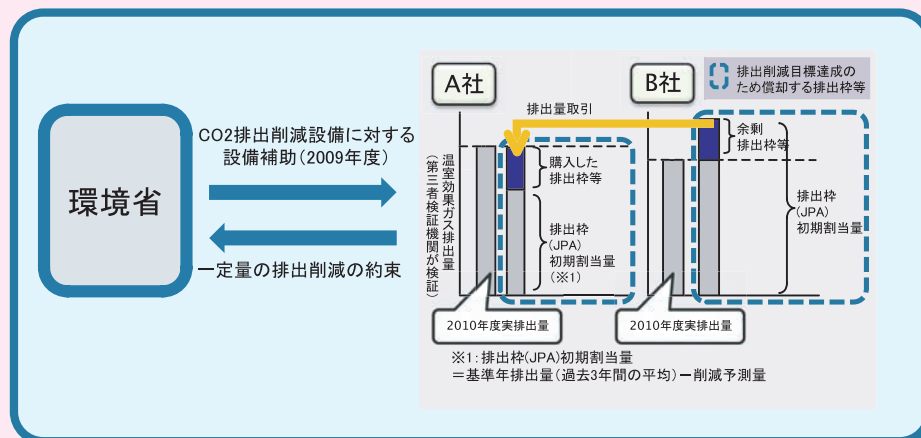
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**CO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、導入した設備による効果を含む**削減予測量を申告**していただき、**補助の費用効率性が高い（tCO₂削減当たりの補助金額が少ない）事業者を優先的に採択**することを原則とします。

補助事業者は、2009年度において、**設備の整備を行うとともに、基準年度の排出量（2006～2008年度の平均）を算定し、第三者による検証**を経て数値を確定させる必要があります。確定した基準年度の排出量から削減予測量を差し引いたものが排出総量目標となり、補助事業者にはこれと同量の**排出枠が交付**されます。

2010年度においては、整備した設備を活用し、**排出削減に取り組んでいただくこと**となります。補助事業者には、**2010年度の排出量を算定し、年度終了後に第三者の検証**を受けた後、確定した2010年度の**排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出**していただき、目標を達成していただきます。その際、目標達成のために、**排出枠の取引を行うことが可能**です。

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の整備
3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

(担当：地球環境局フロン等対策推進室)

21年度予算額 1.6億円

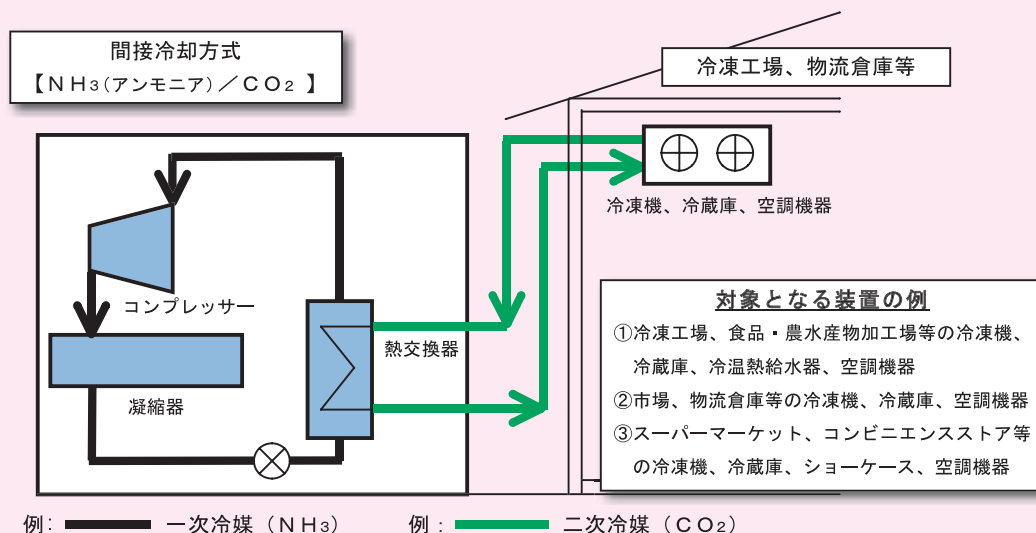
目的・意義

冷凍工場、食品・農水産物加工場や、市場、物流倉庫等の物流拠点及びスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗等で冷凍・冷蔵・空調用に使用される装置は、一般的に常時使用されており、大量のエネルギーを必要とする装置ですが、近年、省エネルギーに優れ、かつ冷媒としては、強力な温室効果を有するフロン（人工の化学物質）ではなく、より環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア等元来自然界に存在する物質）を新たに利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ自然冷媒冷凍等装置）が開発されています。

こうした冷凍・冷蔵・空調装置は、使用時の電力の節減による経費の節減が図れるというメリットがあり、エネルギー起源CO₂（エネルギーの使用に伴い発生するCO₂）の削減のみならず、高い温室効果を有するフロンの排出防止による温室効果ガスの排出削減にもつながるため、本事業の実施により普及を図るものです。

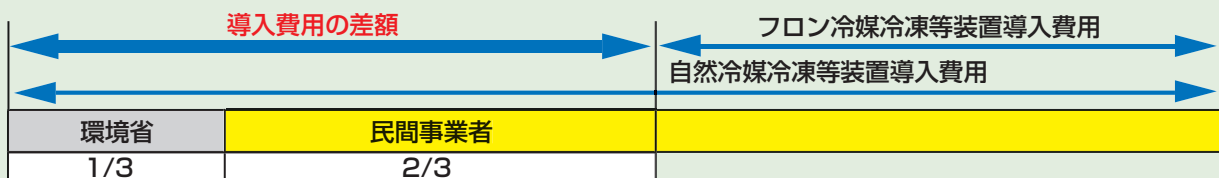
事業内容

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助内容

1. 補助対象者：民間事業者
2. 補助対象設備・事業：既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合



自然冷媒冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3を補助します。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

21年度予算額 21.67億円

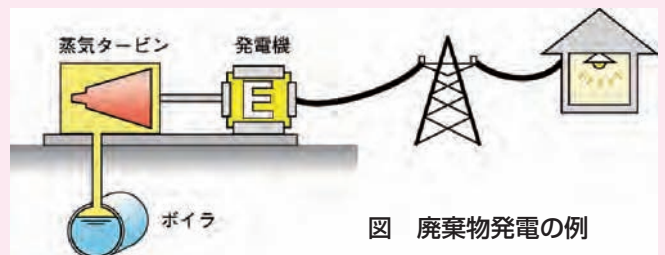
目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

- (1) 廃棄物発電施設整備事業
 - ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
 - ② 一定以上の発電効率を有するもの
 - ③ 売電先又は電気利用先が確定しているもの
- (2) 廃棄物熱供給施設整備事業
 - ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
 - ② 一定以上の熱供給量を有するもの
 - ③ 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
 - ④ 熱利用先が確定しているもの
- (3) 廃棄物燃料製造施設整備事業
 - ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
 - ② 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
 - ③ 製造される燃料の利用先が確定しているもの
- (4) ごみ発電ネットワーク事業
 - ① ごみ発電を主たる電源とする特定電気事業者等が行うもの
 - ② 発電量及び効率を一定以上増加及び向上させるもの
 - ③ 電源となるごみ発電施設及び売電先又は電気利用先が確定しているもの
 - ④ ただし、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするもの
- (5) 熱輸送システム事業
 - ① 廃棄物焼却施設を主たる熱源とする熱供給事業者が行うもの
 - ② 一定以上の熱エネルギー利用があるもの
 - ③ 熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定しているもの



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象施設・事業：
 - (1) 原則として廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。（設置許可が必要なものに限る。）
 - (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
 - (3) 事業者の取組として先進的なもの
 - (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合：

- (1) 事業内容の(1)～(3)について
補助金交付額は、施設の高効率化に伴う増高(ぞうすう)費用です。（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）
- (2) 事業内容の(4)及び(5)について
補助金交付額は、補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/2 (最大)	1/2

地球温暖化を防ぐ学校工コ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

21年度予算額 3.9億円

意義・目的

1960年代以降、児童・生徒数の急激な増加により建設された多くの学校校舎は、夏は暑く冬は寒いなど温熱性能が著しく悪く、また、老朽化の進行に伴い、耐震対策、劣化対策が必要となってきました。さらに、地球温暖化問題に対応するため、学校施設においても、二酸化炭素排出量の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められています。

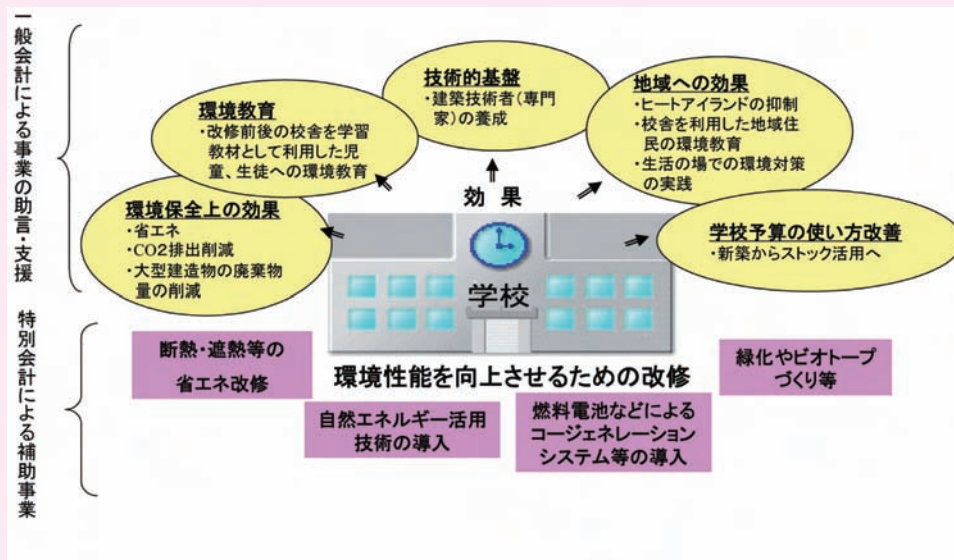
そこで、全国約4万ある小中高校のモデルとして、地域の技術者や住民等からなる検討会の結果に基づいて行われる学校の特徴に応じた効果的な省エネ改修・代エネ機器の導入等（「学校エコ改修」）に対し、その施設整備等の費用の一部を補助します。この事業は、ハード整備に加え、その改修過程を素材として、地域への環境建築等の技術普及や学校を核とする地域ぐるみの環境教育を展開することに大きな特徴があります。

また、その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

事業内容

地方公共団体が設置している学校（小学校、中学校及び高校）に対し、地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修、代エネ機器導入等の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

全国で平成17年度に9ヶ所、平成18年度に6ヶ所、平成19年度に1ヶ所、平成20年度に2ヶ所選定し、平成21年度においては更に2ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われるエコ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体
2. 補助対象設備・事業：学校の改修、代替エネルギーの活用設備の導入等
3. 負担割合

総事業費	
環境省	地方公共団体
1/2	1/2

低公害車普及事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

21年度予算額 1.47億円

事業内容

地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。

また、次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車や、ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車、水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車について率優先的に導入する地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体等

2. 補助対象事業：

- (1) 地方公共団体等による車両総重量3.5t超の低公害車（公営バスを除く）の導入
- (2) 地方公共団体等による車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入
- (3) 地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入

3. 負担割合：

環境省1/2、地方公共団体1/2

- (1) 通常車両価格との差額の1/2
- (2) 導入（リース）費用（初年度分に限る）の1/2
- (3) 導入（リース）費用の1/2



コベネフィットCDMモデル事業

(担当：水・大気環境局地下水・地盤環境室、国際協力推進室)

21年度予算額 4.66億円

目的・意義

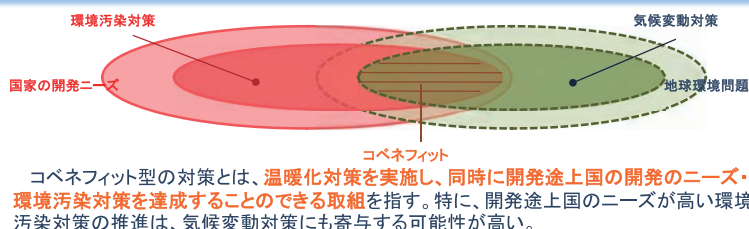
京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム（CDM）」については、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されています。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発に資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット（相乗便益）を達成するCDM事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状をふまえ、大気汚染、水質汚濁等の公害問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応したCDM事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィットCDM事業の拡大・推進を図るものです。

事業内容

発生するクレジットの50%～100%を国に無償移転することを条件にコベネフィットを実現するCDMモデルプロジェクトの初期投資の1/2を補助します。

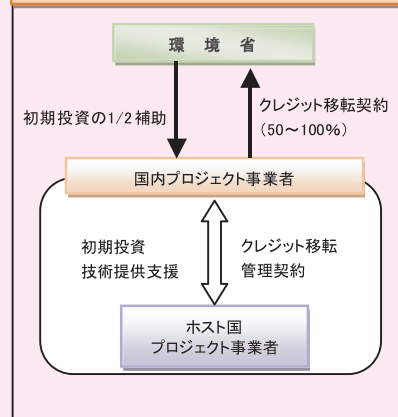
コベネフィット型の対策



想定されるコベネフィット対策の対象分野

コベネフィット対象分野	対策活動	環境保全便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質（SOx、NOx、煤塵）の減少	温室効果ガス排出削減
	燃料転換		
	交通対策		
水質汚濁	ヘドロ等からの温室効果ガス発生防止	水質改善	
廃棄物	適切なごみ埋立	廃棄物の適正処理	
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物量の減量	

コベネフィットCDMモデル事業スキームの例



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィットCDM事業
3. 負担割合：初期投資費用の1/2

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

クールシティ中枢街区パイロット事業

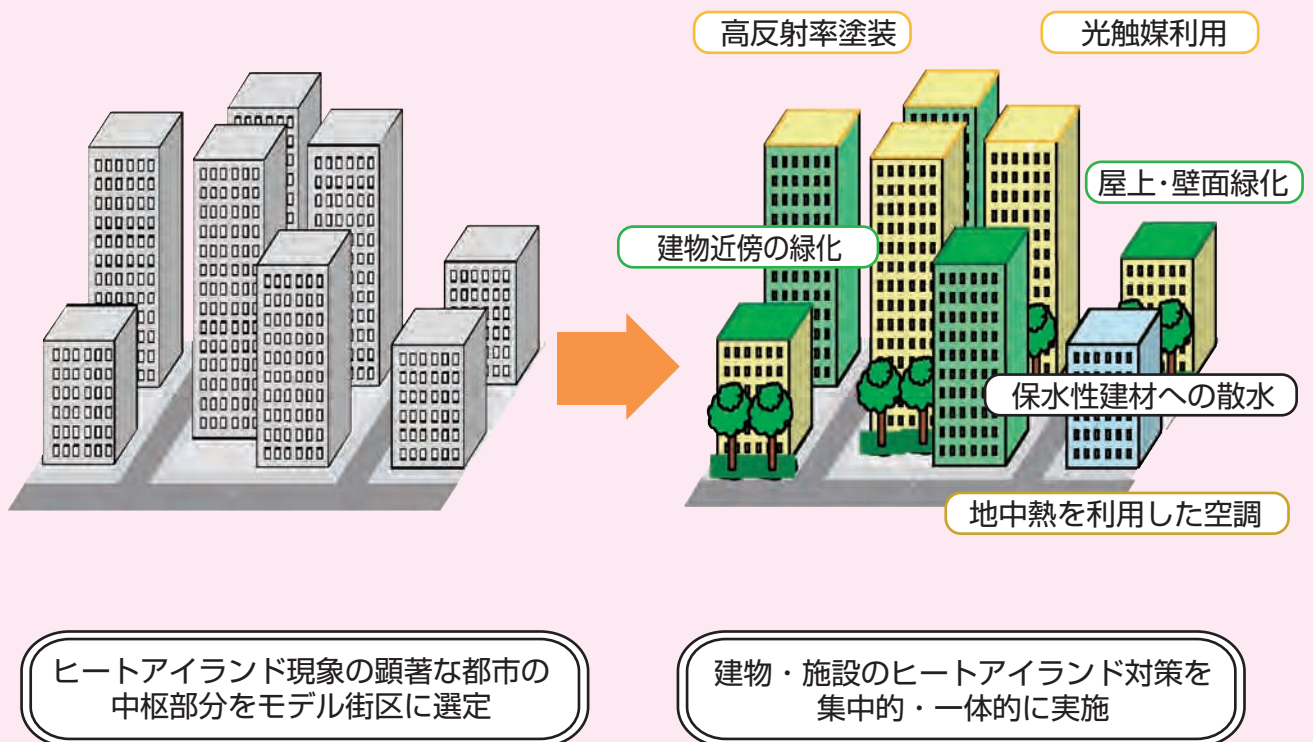
(担当：水・大気環境局 大気生活環境室／地下水・地盤環境室)

21年度予算額 7億円

事業内容・目的

ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO₂削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプ、霧噴射装置・緑地※など複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一体的に実施する事業に対して補助を行います。これにより、都市部にクールスポットを創出し、ヒートアイランド現象の緩和等を図ります。

※・・・噴射装置・緑地は、特に重要な風の道に面する敷地に設置する場合に限る。



補助内容

1. 補助対象者：民間企業
2. 対象事業：モデル街区における都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策の導入事業
3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体等
1/2	1/2